

議案第4号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年6月13日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「均等割額によって」の次に「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項第4号中「、市内」を「市内」に、「の定」を「の定め」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次項において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第23条第2項中「行なう」を「行う」に改め、「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。
•

第31条第2項の表第1号中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

第46条第2項中「市外において給与の支払をしている者」を「、市外において給与の支払をする者」に改め、「（郵便官署を含む。）」を削り、「払込む」を「払い込む」に改め、「この場合においては、」の次に「当該特別徴収義務者が」を加え、「払込んだときに」を「払い込んだ時に、」に改める。

附則第17条の2第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第19条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第46条第2項の改正規定 平成19年10月1日
- (2) 附則第17条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日
- (3) 第23条及び第31条第2項の改正規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日
- (4) 附則第19条の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

理　　由

地方税法の改正により個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に法人税割額によって市民税が課されることとなったこと等に伴い、当該個人等を市民税の納税義務者として規定するほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

